

教育現場の実態に即した教職員定数の充実に係る意見書（案）

教育は「国家百年の大計」であり、未来を担う子供たちのために、教育に力を入れることが求められている。子供たちをめぐる社会状況の変化や学校教育への期待に応えるため、平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）において、小学校1年生の学級編制の標準が、40人から35人に引き下げられた。また、その附則では、小学校2年生から6年生まで及び中学校の学級編制の標準を順次に改定することなどについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされた。

しかるに、財務省は、平成27年10月26日の財政制度等審議会財政制度分科会において、公立小・中学校の教職員定数を9年間で約3万7,000人削減すべきという見解を示した。これは教育現場の実態を考慮しておらず、また、平成23年の法改正を否定するものであり、到底容認できるものではない。

中央教育審議会が、財政制度等審議会における主張に対し、「子供の実態や学校現場・地方の実情に応じて教育が果たさなければならない役割についての認識が全く^{うかが}えない」、「あまりにも非現実的」と批判し、「必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである」という緊急提言を発表したのは当然である。

東京においても、都民や保護者、学校関係者から、きめ細かい教育や学力向上などのために35人学級への期待が高まっている。また、貧困と教育格差、いじめや不登校などの課題への対応や、増加する発達障害児や外国人の子供、特別支援学校の児童・生徒などへの教育と支援の充実のためにも教職員定数の拡充が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 少人数学級を着実に推進するために、義務標準法の改正により、小学校2年生以上の学級編制の標準も順次35人に引き下げるなど、教職員定数を計画的に改善すること。

2 区市町村、学校等の実態に即し、教育の諸課題に適切に対応するため、
加配定数も含む教職員定数の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		